

令和3年度本試験記述式問題的中！

本試験記述式の出題予想と言え「太郎と花子」！

令和3年度 本試験記述式問題 的中！
本試験記述式の出題予想と言え「太郎と花子」！

不動産登記法 第1問 問題

別紙1の登記がされている不動産（以下「甲土地」という。）及び別紙2の登記がされている不動産（以下「乙建物」という。）について、司法書士法務太郎は、令和3年1月5日、後記【令和3年1月5日株式会社うわじま物産及び株式会社やわはまフーズから聴取した内容】の事実関係を聴取した。同月6日、司法書士法務太郎は、関係当事者全員から、上記聴取した事実関係に相違がないことの確認を得たのち、今回の登記の申請手続に必要な全ての書類を受領し、登記の申請手続について代理することの依頼を受けたので、同日、登記の申請を行った。

【令和3年1月5日株式会社うわじま物産及び株式会社やわはまフーズから聴取した内容】

- 1 株式会社うわじま物産は、会社分割により新たに株式会社やわはまフーズを設立して、株式会社うわじま物産の食料品の製造販売部門の営業（以下「本件販売事業」という。）を承継させることになりました。これにより、株式会社やわはまフーズは、じゃこ天をその主力商品として営業を展開していく予定です。
- 2 会社分割の内容その他の事実関係は、おおむね次のとおりです。
 - (1) 株式会社うわじま物産は、新設する株式会社やわはまフーズ（資本金1000万円）に対して、本件販売事業の全部を承継させるため、新設分割をしました。
 - (2) 株式会社うわじま物産の役員構成は、次のとおりです。
代表取締役 松山太郎、取締役 松山一郎、取締役 松山二郎、監査役 監査一子（取締役会設置会社、監査役設置会社）

不動産登記法 第1問 解説

1 所有者に会社分割があった場合の登記手続

→ 所有者を分割会社とする会社分割があった場合には、当該所有権の帰属は分割契約書又は分割計画書の内容により定まるが、本問では、【令和3年1月5日株式会社うわじま物産及び株式会社やわはまフーズから聴取した内容】2(6)により、甲土地の所有権は会社分割により承継されることとなり、所有権移転の登記を申請する。

→ なお、会社分割による所有権移転は、利益相反取引とならない。

◎本試験問題を徹底的に意識した出題！

問題は最近の本試験問題を参考に作成しており、他に類を見ないほど「本試験問題」を徹底的に意識した形式で作成しております。「本試験問題」の記述式模擬試験として最適です。

◎コンパクトな解説！

直前期の学習の負担軽減を考慮して、解説はできる限りコンパクトな内容にまとめられており、スピーディに復習することができます。

◎本試験で出題が予想される重要論点を多数出題！

両登記法を通じて、本試験で出題が予想される重要論点を多数出題しています。本講座を通じて、記述式の重要論点を網羅的に学習することができます。



令和3年度本試験記述式問題的中!

本試験問題

LEC東京リーガルマインド 複製・頒布を禁じます

赤松式記述ヤマ当て講座 太郎と花子の事件簿 2021 不動産登記法 第1問 解答 (抜粋)

第1欄 (1)

登記の目的	所有権移転
申請原因及びその日付	令和3年1月4日会社分割
上記以外の申請事項等	権利者 やわたはま 義務者 うわじま
添付情報	カ、テ、ネ、ム、メ

第1欄 (2)

登記の目的	1番共同根抵当権変更
申請原因及びその日付	令和3年1月4日会社分割
上記以外の申請事項等	変更後の事項 債務者 うわじま 権利者 みかん 義務者 やわたはま 松山太郎
添付情報	キ、サ、ソ、ト、メ、モ

第2欄 (1)

登記の目的	1番共同根抵当権分割譲渡
申請原因及びその日付	令和3年1月31日分割譲渡
上記以外の申請事項等	(根抵当権の表示) 平成12年6月30日受付第668号 原因 平成12年6月30日設定 極度額 金1,000万円 (分割後の原根抵当権の極度額 金1,000万円) 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 うわじま やわたはま 共同担保 目録(ふ)第5678号 権利者 いよかん 義務者 みかん
添付情報	ク、ケ、ノ、マ (株式会社やわたはまフーズのもの)、 マ (株式会社やわたはまフーズのもの)、マ (松山太郎のもの)、 モ、ヤ

- ① 所有権移転 (年月日会社分割)
- ② 根抵当権変更 (年月日会社分割)
- ③ 根抵当権分割譲渡 (年月日分割譲渡)

LEC東京リーガルマインド 複製・頒布を禁じます

令和3年度 本試験問題 午後 不動産登記法 第36問 解答 (抜粋)

第1欄 (2)

登記の目的	所有権移転
申請原因及びその日付	令和3年6月1日会社分割
上記以外の申請事項等	権利者 株式会社はやぶさ 義務者 株式会社こまち
添付情報	ア、イ、ウ、コ
登録免許税額	金15万7,000円

第2欄 (2)

登記の目的	1番共同根抵当権変更
申請原因及びその日付	令和3年6月1日会社分割
上記以外の申請事項等	変更後の事項 債務者 秋田市大字南長池100番地1 株式会社こまち 秋田市大字南長池100番地1 株式会社はやぶさ 権利者 株式会社羽後銀行 義務者 株式会社はやぶさ
添付情報	ウ、エ、ス、セ
登録免許税額	金2,000円

第2欄 (3)

登記の目的	1番共同根抵当権分割譲渡
申請原因及びその日付	令和3年6月10日分割譲渡
上記以外の申請事項等	(根抵当権の表示) 平成4年7月13日受付第19716号 原因 平成4年7月13日設定 極度額 金1,500万円 (分割後の原根抵当権の極度額 金3,000万円) 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 秋田市大字南長池100番地1 株式会社こまち 秋田市大字南長池100番地1 株式会社はやぶさ 共同担保 目録(ナ)第9470号 権利者 株式会社奥羽銀行 義務者 株式会社羽後銀行
添付情報	エ、オ、キ、シ、サ
登録免許税額	金3万円

的中しました!

過去の本試験問題の分析と

実務家ならではの感覚で的中させました!